

川崎市・国からの補助制度等

事業者に対して 建設費に対する補助制度

◆共同施設等整備費

定められた算出方式に基づいて、廊下、階段、管理室等の住宅共用部分、高齢者等生活支援施設（営利を目的としたものを除く。）の建設費の一部を国と川崎市が補助します。

◆川崎市住宅供給公社が住宅を原則10年間管理受託し、入居者を公募します。

入居者に対して 家賃に対する補助制度

入居者の負担額が契約家賃を下回る場合は、その差額を川崎市と国が補助します。

ただし、契約家賃の額は、近傍同種の賃貸住宅の家賃程度とし、事業者が川崎市と協議のうえ決定します。（家賃は毎月払いとさせていただきます。）契約家賃の見直しは、原則として2年毎に周辺の賃貸住宅の家賃の変動に応じて行っていただきます。また、敷金は家賃の3箇月を上限とします。なお、入居者に不当な負担となることを賃貸の条件にすることはできません。